

農商工等連携の支援

中小企業者と農林漁業者とが連携して行う事業活動を支援するために、法的措置や予算措置、金融措置などにより総合的な支援を展開します。

中小企業者と農林漁業者とが連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う新商品、新サービスの開発等を行う際、「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（農商工等連携促進法）」に基づく支援の他、様々な支援を受けることができます。

対象となる方

- ① 農商工等連携により新たな事業活動を展開しようとする中小企業者であって、「農商工等連携促進法」に基づき農商工等連携事業計画を作成し、国の認定を受けた者
- ② 中小企業者と農林漁業者との交流機会の提供、中小企業者等に対する農商工連携に関する指導等を行う、一定の要件を満たす一般社団・財団法人又はNPO法人であって、「農商工等連携促進法」に基づき農商工等連携支援事業計画を作成し、国の認定を受けた者

支援内容

- ① 農商工等連携促進法に基づいて、中小企業者と農林漁業者が連携して新商品・新サービスの開発等を行う「農商工等連携事業計画」を共同で作成し、認定を受けると、補助金、融資等の各種支援施策をご利用になれます。
なお、個別の支援策ごとに支援機関の審査や確認が必要となります。
 - (1) ふるさと名物応援事業補助金（低未利用資源活用等農商工等連携支援事業）：500万円（補助率2/3以内）
試作品開発、展示会出展等に係る費用の一部を補助します。
 - (2) マーケティング等の専門家による支援（新事業創出支援事業）
事業計画作成から試作品開発、販路開拓まで専門家による一貫した支援が受けられます。
 - (3) 政府系金融機関による融資制度等（海外展開に伴う資金調達支援を含む）
設備資金及び長期運転資金について融資される制度があります。
 - (4) 信用保証の特例
保証限度額の拡大等の特例が適用されます。
 - (5) 食品流通構造改善促進機構による債務保証等
食品関係の事業を行う場合は、必要な資金の借入に対し債務保証等を受けられます。
 - (6) 農業改良資金融通法、林業・木材産業改善資金助成法、沿岸漁業改善資金助成法の特例
認定を受けた中小企業者が、農林漁業者が行う農業改良措置等を支援する場合に、農業改良資金等の融資制度の対象とし、計画の認定を受けた中小企業者又は農林漁業者が当該計画に基づいて行う事業に必要な農業改良資金等の償還期間及び据置期間を延長します（償還期間：10年→12年、据置期間：3年→5年）。

- ② 農商工等連携促進法に基づいて、一般社団・財団法人やNPO法人が、中小企業者と農林漁業者との連携を支援する「農商工等連携支援事業計画」を作成し、認定を受けると、補助金、保証の支援施策をご利用になれます。

(1) ふるさと名物応援事業補助金(低未利用資源活用等農商工等連携支援事業)
:500万円(補助率2/3以内)

中小企業者と農林漁業者との有機的な連携を支援する事業に係る費用の一部を補助します。

(2) 信用保証の特例

認定を受けた一般社団・財団法人やNPO法人は、信用保証協会の保証対象となります。

ご利用方法

○「農商工等連携事業計画」及び「農商工等連携支援事業計画」を作成し、経済産業局等の担当部局に申請して下さい。

※「農商工等連携事業計画」を作成する際には、全国10カ所に設置されている中小企業基盤整備機構地域本部・事務所において、支援を受けることができます(新事業創出支援事業)。

■農商工連携を活用した新たな事業創出及び販路開拓等の取組に対するその他支援

○農商工連携型地域中小企業応援ファンド

※農商工連携により新事業活動を行う際に役立つ様々な情報チャンネル

農商工連携パーク <http://j-net21.smrj.go.jp/expand/noshoko/index.html>

お問い合わせ先

・ 中国経済産業局産業部 中小企業課
・ 中小企業庁 創業・新事業促進課

電話：082-224-5661

電話：03-3501-1767 (直通)

『「ふるさと名物」等の開発やブランド化等を支援する能力を身につけたい』

ふるさとプロデューサー育成支援事業

地域の多くの関係者を巻き込み、地域の特色を活かした産品をブランド化し、大都市や海外に売り出す「ふるさとプロデューサー」人材を育成します。

対象となる方

「ふるさと名物」等の開発やブランド化のための能力向上を図りたい若手専門家、地域の支援機関等

支援内容

地域の支援機関や専門家等のプロデューサーが、実践的なプロデュース支援の経験・ノウハウを修得できるように、優れた地域活性化プロデューサーに長期間（数ヶ月程度）のインターンシップによるOJT研修を実施します。



ご利用方法

詳細については、下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先
・中小企業庁 創業・新事業促進課

電話：03-3501-1767（直通）

『海外に進出をする際・進出後の支援策を知りたい』

中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業(海外進出支援)

海外進出を検討している中小企業の方々、また海外進出後に問題を抱えている中小企業の方々に対し、海外進出にかかわる情報提供、サポートを行います。

対象となる方

海外進出を実現したい中小企業者

- ・海外進出を検討している中小企業者
- ・既に海外進出している中小企業者

支援内容

1. 海外新興市場等へ投資ミッション団を派遣します(海外投資促進ミッション派遣事業)

日本企業の関心が高い国等へ、中小企業の方々による投資環境調査や市場調査を行うミッション団を派遣します。参加いただいた方々は、現地政府、現地企業等との意見交換や交流を通じ、短期間で効率的な情報収集が可能です。また、すでに日本企業が進出している国では、日系企業の方々との情報交換等もプログラムに組み入れ、参加者は最新の情報を収集することができます。

2. 海外進出企業の問題解決をサポートします(法務・労務・税務・知的財産)

日本企業の海外活動が円滑に進められるよう現地の法制度、税務、労務、知的財産、取引の適正化等、専門性の高い経営課題についての情報提供やアドバイスを行うため、欧米やアセアン・中国等の東アジアを中心に法律事務所、会計事務所、コンサルタント等と業務契約をしています。ご相談内容の専門性に応じ、これら専門家による情報提供やアドバイスを受けることができます。また、国内においても、海外にて発生しているトラブルについて、海外からの専門家を講師とした解説・対策セミナーを開催しております。

3. 海外拠点立ち上げのお手伝いをします

海外現地において、事業立ち上げに必要なオフィススペースや各種情報等の提供を、ワンストップで受けることができます。

ご利用方法

1. 海外新興市場等への投資ミッション団を派遣します

事業内容および申し込み方法などジェトロのホームページにて随時ご案内します。 <http://www.jetro.go.jp/events/>

2. 海外進出企業の問題解決をサポートします

(法務・労務・税務・知的財産)

ご利用の際は下記問い合わせ先までお問い合わせください。

<http://www.jetro.go.jp/jetro/activities/overseas/>

3. 海外拠点立ち上げのお手伝いをします

ご利用の際は下記問い合わせ先までお問い合わせください。

<http://www.jetro.go.jp/services/bsc/>

お問い合わせ先

・日本貿易振興機構(ジェトロ広島) URL: <http://www.jetro.go.jp/indexj.html>
電話: 082-535-2511

『海外販路開拓や外国企業との業務提携等をする際の支援策を知りたい』

中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業(輸出支援事業)

技術力が高く、海外とのビジネスに意欲のある元気な中小企業の皆様と海外の企業との橋渡しをお手伝いします。また、経済連携協定の活用に関する個別相談等にお応えします。

対象となる方

自社製品を海外に輸出したいとお考えの中小企業の皆様
外国企業との取引・業務提携を検討している中小企業の皆様
中小企業のサポートを行っている地方公共団体・業界団体の皆様
経済連携協定(EPA)締結国、締結交渉国の進出日系企業の皆様

支援内容

1. 専門家によるマンツーマンの継続支援(輸出有望案件支援サービス)※事前審査あり
優れた技術力やオンリーワン商品など、有望な製品を持っていながらこれまで輸出経験がない、あるいは輸出ビジネスに本格的に取り組んでこなかった中小企業の皆様に全国から発掘・選定します。発掘・選定後は専門家による海外販路開拓のための商談アレンジや輸出実現に向けた各種アドバイスなどの支援を受けることができます。
2. 海外展示会への出展支援※一部事前審査あり
海外展示会でJETROが主催するジャパンプースへの個別企業・業界団体等の参加を支援します。出展者は展示会でブースを構え、訪れるバイヤーと実際に商談することで具体的成果を目指した取り組みが可能です。また、JETROより出展にかかる各種手続きの支援と出展費用の一部補助を受けることができます(出展費用は公募の際に出品案内書にてご案内します)。
3. 海外バイヤーとの商談会を国内で開催(中小企業海外販路開拓対策事業)
海外のバイヤー等を招へいし、国内で商談会を開催します。バイヤーとの商談を通じて、自社製品の販売を図るとともに、海外市場に合わせた商品の開発・改良に資する情報を得たり、バイヤーの反応から自社製品の海外販路開拓可能性を探ることができます。
4. 海外コーディネーターによる輸出支援相談サービス
中国をはじめとするアジア地域や欧米などにおいて現地でのビジネスに精通したコーディネーターを配置し、中小企業の皆様からの相談(自社製品の輸出可能性、競合品、現地ビジネス習慣・トレンド等)にお答えします。また、コーディネーターを現地企業との橋渡し役として活用し、円滑な現地への輸出をお手伝いします。加えて、コーディネーター等が調査・収集したマーケット情報などをJETROのホームページを通じて公表しています。
5. 海外有望市場等へ販路開拓ミッションを派遣(輸出促進ミッション派遣事業)
我が国中小企業の皆様の関心が高い海外市場に向けて、市場開拓の足がかりとなるよう現地市場の視察、関係者との意見交換、ビジネスマッチング支援などを行うミッションを派遣します。また、地方自治体や、業界団体等が派遣する海外ミッションについても、JETROが持つネットワークを活用した支援を提供します。
6. 経済連携協定(EPA)活用に関してアドバイス(経済連携協定活用促進事業)
海外において、経済連携協定(EPA)活用のメリットなどに関してセミナーによる情報提供やアドバイザーによる個別相談を実施します。

ご利用方法

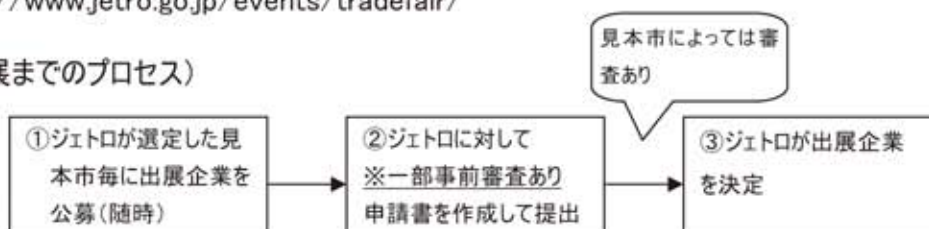
1. 専門家によるマンツーマンの継続支援（輸出有望案件支援サービス）※事前審査あり
まずはJETROの各担当部署、または最寄りのJETROまでお問合せください。詳細は以下のJETROホームページをご覧ください。

<http://www.jetro.go.jp/services/export/>

2. 海外展示会への出展を支援※一部事前審査あり
出展者を募集する展示会の情報を、随時JETROのホームページに掲載しています。詳細は以下のページをご覧ください。

<http://www.jetro.go.jp/events/tradefair/>

（出展までのプロセス）



3. 海外バイヤーとの商談会を国内で開催（中小企業海外販路開拓対策事業）
参加者を募集する商談会の情報を、随時JETROのホームページに掲載しています。詳細は以下のページをご覧ください。
<http://www.jetro.go.jp/events/tradefair/>
4. 海外コーディネーターによる輸出支援相談サービス
ご相談事項を最寄りのJETROに、訪問または電話にてご連絡ください。回答も最寄りのJETRO経由でお伝えいたします。詳細は以下のJETROホームページをご覧ください。
<http://www.jetro.go.jp/services/coordinator/>
5. 海外有望市場等へ販路開拓ミッションを派遣（輸出促進ミッション派遣事業）
参加者を募集するミッションの情報を、随時JETROのホームページに掲載しています。詳細は以下のページをご覧ください。
<http://www.jetro.go.jp/events/mission/>
6. 経済連携協定（EPA）活用に関してアドバイス（経済連携協定活用促進事業）
海外でのセミナー開催状況・個別相談の詳細については、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

・ 日本貿易振興機構（JETRO広島） URL：<http://www.jetro.go.jp/indexj.html>
電話：082-535-2511

『複数の中小企業が協働して海外展開に取り組みたい』

JAPANブランド育成支援事業

複数の中小企業・小規模事業者が連携し、自らが持つ素材や技術等の強みを踏まえた戦略を策定し、当該戦略に基づいて行う商品の開発や海外見本市への出展等を行うプロジェクトを支援することにより、中小企業・小規模事業者の海外販路開拓の実現を図ります。

対象となる方

商工会、商工会議所、組合、NPO法人、中小企業・小規模事業者（4者以上）等。

支援内容

①戦略策定段階への支援＜定額補助：200万円を上限＞

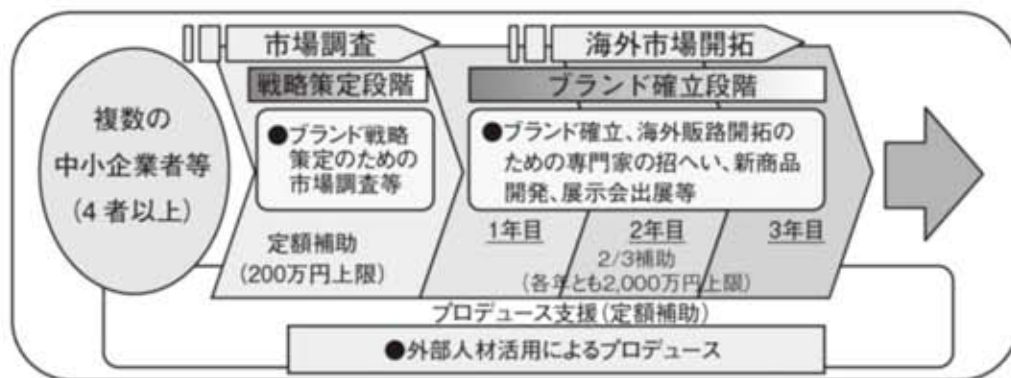
自らの強みを分析し、明確なブランドコンセプト等と基本戦略を固めるため、専門家の招聘、市場調査、セミナー開催などを行うプロジェクトに対し、1年間に限り支援を実施します。

②ブランド確立段階への支援＜2/3補助：2,000万円を上限＞

具体的な海外販路開拓を行うため、専門家の招聘、新商品開発、海外展示会への出展等を行うプロジェクトに対し、最大3年間の支援を実施します（単年度ごとに申請・審査）。

③プロデュース支援＜定額補助＞

海外現地のニーズ等に詳しい外部人材の活用による、日本の生活文化の特色を活かした魅力ある商材の海外需要獲得に向けた「市場調査、商材改良、PR・流通」まで一貫したプロデュース活動を支援します。



ご利用方法

詳細については、下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先

①②については、中国経済産業局産業部 中小企業課 電話：082-224-5661

③については、経済産業省 商務情報政策局 クリエイティブ産業課 電話：03-3501-1750

『下請関係を改善するための支援策を知りたい』

下請中小企業・小規模事業者の自立化支援

下請中小企業・小規模事業者の自立化に向けた取組等に対する支援を行います。

対象となる方

下請取引※を行う中小企業の方

※物品の製造・修理、情報成果物（プログラム、映像等のコンテンツ、設計図、商品デザイン等）の作成又は役務の提供の委託

支援内容

1. 下請中小企業・小規模事業者自立化支援補助金

(1) 下請中小企業自立化基盤構築事業

下請中小企業振興法の認定を受けた事業計画の下で、下請事業者同士が共同で行う勉強会、共同受注用のシステム構築、設備導入、展示会出展などに係る費用の一部の補助を受けることができます。

・補助金額 上限2,000万円

・補助率 2/3以内

(2) 下請小規模事業者等新分野需要開拓支援事業

親事業者の生産拠点の閉鎖・縮小などにより売上げが減少する下請事業者が、新分野進出のために行う試作開発、展示会出展などに係る費用の一部の補助を受けることができます。

・補助金額 上限500万円

・補助率 2/3以内

2. 下請中小企業振興法に基づく支援

下請中小企業振興法は、振興基準の周知、振興事業計画や特定下請連携事業計画に対する支援等により、下請中小企業の振興を図るものです。

(1) 「振興基準」とは

下請取引の発注方法の改善、取引対価の決定方法の改善、下請代金の支払方法の改善など、下請取引を行う際の様々な場面において、下請事業者と親事業者がよるべき一般的な基準を経済産業大臣が定めたもので、下請事業者の努力と親事業者の協力の方向性が示されています。

これにより、不公正、不透明な取引が防止され、親事業者と下請事業者の相互理解と信頼の下に、協力関係が築かれることが期待されます。

(2) 「振興事業計画」を通じた支援

下請事業者で構成している事業協同組合やその他の団体が、親事業者の協力を得て、下請事業者の施設又は設備の導入、共同利用施設の設置、技術の向上、事業の

共同化等の事業について「振興事業計画」を作成し、国の承認を受けると、次の支援措置が活用できます。

①高度化資金貸付(独立行政法人中小企業基盤整備機構、都道府県)
工場団地等の建設や共同工場等の共同施設の設置に必要な資金の無利子貸付

②中小企業信用保険法の特例(流動資産担保保険の別枠化等)

(3)「特定下請連携事業計画」を通じた支援

2以上の下請事業者が共同で新事業活動を行うことにより、既取引のある親事業者以外の者との取引を開始・拡大しようとする「特定下請連携事業計画」を作成し、国の認定を受けると、補助金、融資等の各種支援措置をご利用になれます。

なお、個別の支援策ごとに当該支援機関の審査や確認が必要となります。

①補助金(下請中小企業自立化基盤構築事業):上限2,000万円(補助率2/3以内)

②日本政策金融公庫による低利融資制度(設備資金、長期運転資金)

③中小企業信用保険法の特例(普通保険、無担保保険、特別小口保険の別枠化等)

④中小企業投資育成株式会社法の特例(株式の引き受け等)

ご利用方法

1. 下請中小企業・小規模事業者自立化支援事業

経済産業局に対し、補助金の申請を行ってください。外部有識者で構成される審査委員会における審査により採択先を決定し、採択の結果を通知します。

2. 下請中小企業振興法に基づく支援

上記支援策の利用を希望される場合には、事業計画を作成し、経済産業局等の担当部局に申請してください。

※特定下請連携事業計画についての詳細は下記URLをご参照ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2013/131226shitauke.htm>

お問い合わせ先

・ 中国経済産業局産業部 中小企業課 電話：082-224-5661
・ 中小企業庁 取引課 電話：03-3501-1669 (直通)

『事業承継や廃業の悩みを相談したい』

中小企業新陳代謝円滑化普及事業

事業承継・廃業などの企業の新たな陳代謝に関する施策制度の講習会・説明会の開催や個別相談員の派遣などを実施します。

対象となる方

事業承継・廃業などを検討している中小企業・小規模企業

支援内容

(1) 講習会・説明会の開催

中小企業・小規模企業の経営者等が直面する事業承継や廃業などの企業の新たな陳代謝に関する様々な課題(税、金融、M&A、事業承継計画の作り方等)の解決を支援するための講習会・説明会等を実施します。

(2) 個別相談員の派遣

中小企業・小規模企業からの事業承継や廃業などの企業の新たな陳代謝に関わる個別の相談を受け付け、個別相談員(税務や法律等の専門家)を当該企業に派遣し、様々な課題やニーズに対応します。



お問い合わせ先

・ 中小企業庁

財務課

小規模企業振興課

電話：03-3501-5803

電話：03-3501-2036

『会社を引継ぐ後継者探しを支援して欲しい』

事業引継ぎ支援事業

後継者不在等の問題を抱える中小企業者等を対象に、事業を引継ぐ後継者探しを支援し、事業引継ぎや事業承継のために必要となる書類の作成支援、助言等を行います。

対象となる方

後継者不在等の問題を抱える中小企業者等

支援内容

後継者不在等の問題を抱える中小企業の事業引継ぎや事業承継の促進・円滑化を図るため、各都道府県に設置している「事業引継ぎ相談窓口^(※)」、「事業引継ぎ支援センター^(※)」において、課題解決に向けた適切な助言、情報提供、マッチング支援等をワンストップで行います。

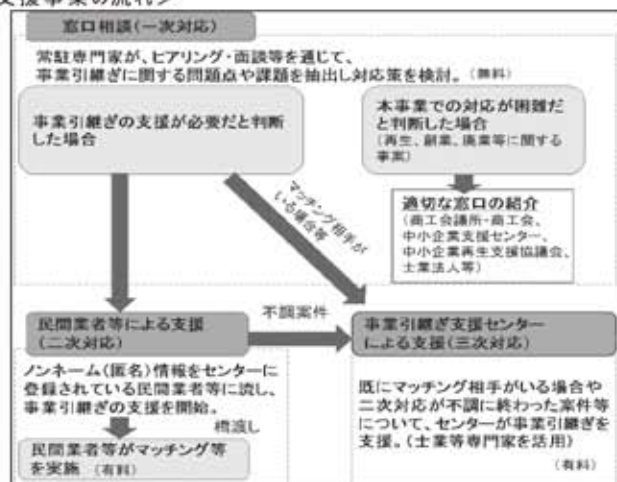
(※)「事業引継ぎ相談窓口」

事業引継ぎを行う上での課題など、様々な中小企業の経営上の課題に窓口相談員が課題を解決するための支援施策や支援機関の紹介、情報提供等を行う。

(※)「事業引継ぎ支援センター」

事業引継ぎに関する常駐専門家(金融機関OB等)が事業引継ぎを希望する企業間のマッチング及び事業引継ぎ契約の成立に向けた支援等を行う。「事業引継ぎ支援センター」は2015年2月現在、北海道、宮城、秋田、栃木、東京、長野、静岡、愛知、三重、大阪、岡山、広島、香川、愛媛、福岡、沖縄の全国計16箇所に設置。

<支援事業の流れ>



ご利用方法

事業引継ぎは、早めの相談が重要です。各都道府県の事業引継ぎ相談窓口及び事業引継ぎ支援センターまでお気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守しますので安心してご利用ください。

お問い合わせ先

- ・ 広島県事業引継ぎ相談窓口・事業引継ぎ支援センター
- ・ 中国経済産業局産業部 中小企業課
- ・ (独) 中小企業基盤整備機構中国本部
- ・ 中小企業庁 財務課

電話：082-555-9993
電話：082-224-5661
電話：082-502-6555
電話：03-3501-5803

取引先いじめ防止対策事業

消費税率引上げにかかる様々な悩みを最寄りの商工会・商工会議所等で受け付けるとともに、専門家による出張相談、事業者向け講習会を実施します。

対象となる方

消費税率引上げにあたって、お悩みのある中小企業・小規模事業者

支援内容

【消費税転嫁対策窓口相談等事業】

(1) 中小企業関係団体による相談窓口の設置

全国2,328カ所(全ての商工会・商工会議所・中小企業団体中央会・商店街振興組合連合会)に相談窓口を設置し、消費税率引上げにかかるお悩みの相談を受け付けます。

(2) 商工会・商工会議所等による専門家の出張相談

商工会・商工会議所等より専門家を企業に派遣して消費税率引上げにかかる相談を受け付けます。

(3) 中小企業関係団体や認定支援機関による講習会

政府の講ずる転嫁対策や取引先との価格交渉、価格表示等について、全国で講習会を開催します。

※講習会の詳細は下記お問い合わせ先まで

【消費税転嫁対策普及事業】

消費税率引上げにあたって、政府の講ずる転嫁対策などについて中小企業・小規模事業者に分かり易いパンフレットやマニュアルを作成して配布しています。

※冊子の請求は中小企業庁HP(<http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/index.html>)まで

お問い合わせ先

お近くの商工会・商工会議所・中小企業団体中央会・商店街振興組合連合会

- | | |
|----------------|--|
| ・日本商工会議所 | URL: http://www.jcci.or.jp/ |
| ・全国商工会連合会 | URL: http://www.shokokai.or.jp/ |
| ・広島県中小企業団体中央会 | 電話: 082-228-0926 |
| ・広島県商店街振興組合連合会 | 電話: 082-294-8628 |